

科学研究費助成事業 研究成果報告書

平成 27 年 4 月 27 日現在

機関番号：62501

研究種目：基盤研究(C)

研究期間：2012～2014

課題番号：24520789

研究課題名(和文) 中世禁裏・幕府共同財政帳簿の基礎的研究

研究課題名(英文) the fundamental study of tellers roll in medieval japan

研究代表者

井原 今朝男 (ihara, kesao)

国立歴史民俗博物館・大学共同利用機関等の部局等・名誉教授

研究者番号：20311136

交付決定額(研究期間全体)：(直接経費) 3,700,000円

研究成果の概要(和文)：中世禁裏財政は幕府財政からの補助金で幕府の政所によって運営されていたという通説を批判した。新出史料の「即位下行帳」の分析から、禁裏の賦課した諸国段銭や諸国所課を幕府が徴収して共同財政の惣用下行帳で、公家の伝奏切符と幕府方の惣奉行人らの下書との複合文書で財政支出システムを運営していたことを明らかにした。業者は必要経費を立て替え払いし、請求書を禁裏の公家と幕府奉行人に示して手形を発給してもらい公方御倉から支払を受けるという債務を前提にした請求主義の決算システムになっていたことを明らかにした。その研究成果は『室町廷臣社会論』(塙書房2014)として公刊した。

研究成果の概要(英文)：We have been understood that Finance of the Imperial Court depends on the grant by Muromachi Shogunate. In this article, The analysis of Tellers' Roll; SOKUI gegyoutyou, gives the following results. First, The personnel member of Government Finance Exchequer of Receipt was Kinri Densou and Bugyounin ; secretary-general in the Muromachi Shogunate and the Imperial Court. Secondly, Crown creditor take a draft ,Issues by Densou and Bugyounin, There is the bill payable to the order of KUBOU MIKURA.

研究分野：日本中世史 社会経済史

キーワード：禁裏財政 共同財政 債務 廷臣 室町殿 切符 手形 下行帳

1. 研究開始当初の背景

これまでの室町・戦国期の朝廷財政は幕府財政に依存していたとする見解が桑山浩然・下坂守・田沼睦らによって主張され、日本史学の通説となってきた。

しかし、歴博の新規購入史料として船橋清原家旧蔵史料が新発見され、後柏原天皇の即位段銭の徴収した収支決算帳簿群である即位下行帳7冊が、中世禁裏の財政帳簿であることがはじめてあきらかにされた。官務の大宮時元自筆史料であり、幕府の惣奉行撰津元親家の史料を書写して共同財政帳簿を作成していたことが判明し、平成20年度から23年度科研「室町期禁裏・室町殿統合システムの基礎的研究」の研究成果報告書で公開した。この研究成果を受けて、本研究の「中世禁裏・幕府共同財政帳簿の基礎的研究」では、即位下行帳7冊の個別的な分析を行い、中世禁裏と幕府の共同財政帳簿の全体構造の分析と禁裏役人と幕府役人との共同運営システムの内実を分析することを主要な研究課題に設定した。

2. 研究の目的

禁裏と幕府がどのような共同財政運営システムをとっていたのか、史料論と禁裏・幕府の官人のネットワーク論として具体的に解明することを目的とした。

第一は、帳簿群がどのような構成をとっていたのか、だれがつくった史料をだれがどのように手を加えて、加筆や訂正や書写がおこなわれたのか、この帳簿はどのように運用されていたのか。史料群の成り立ちと構成をあきらかにすることを第一の目的とした。

第二は、史料群の作成・運用に関

与した禁裏の公家や幕府方の奉行人がだれであったのかを個人人名としてあきらかにすること、官人の上下命令伝達ルートをあきらかにするため、即位伝奏や官務・局務と下部官僚機構である六位外記史との関係、幕府方の惣奉行人・相奉行と禁裏の公家・官人との関係、財政用途の支払機関である公方御倉・禁裏御倉がだれであったのかをあきらかにすることを第二の目的とした。関係官人の名簿と基礎データの集積を基礎に、禁裏・幕府の共同財政運営システムの解明を目標とした。

3. 研究の方法

(1) 7冊の即位下行帳の内容分析を行い、明応・文亀・永正年間の同時代史料である公家日記をはじめ、歴博所蔵廣橋家旧蔵典籍群から惣用下行帳に関する史料群と照合して、惣用下行帳に関する網羅的な史料データを集積する。

明応・文亀・永正年間の禁裏・幕府共同財政の運営に従事した官僚組織のメンバーと、その職歴・人的ネットワークを解明する。広橋・甘露寺・勸修寺・清原業忠・業賢・中原師富・大宮時元らの史料を整理して官僚組織の構造をあきらかにし、天皇の官僚組織の内実を論文化する

即位下行帳の永正七年から十八年の即位伝奏広橋守光の関係史料を、田中本、高松宮本、広橋本などから抽出し、データの集約を進める。後柏原天皇の即位関係史料とその財政運営にあたった官僚組織とメンバーを探索する。六位外記史ら地下官人の重層的な家司・家礼関係を解明・まとめる。

(2) 当面は公家関係史料群から開始して武家関係史料群と公方御料所・守護領・

禁裏領の調査を行う。

諸司領・官渡領・殿下渡領・將軍家領・禁裏御領との相互関係の資料を集成するとともに、禁裏御領の拡大傾向の背景とその個別莊園調査を継続する。中下級貴族や地下官人らが天皇の官吏であるとともに、室町殿・摂家の家司・家礼という家産官僚制の官人でもあったという二面性を解明する。

4. 研究成果

(1) 禁裏と幕府の共同財政帳簿である「即位下行帳」の公家官人と幕府官人のリストアップをもとにその分析をおこなった。その結果、公家のメンバーでは、広橋兼宣・綱光・兼顕・守光、町廣光、中御門宣胤・宣光、勤修寺経成・教秀、甘露寺清長・房長・親長・元長・伊長、三条西実隆・公条らが、儀式伝奏や行事蔵人・奉行弁などが職事弁官として関与していることが判明した。いずれも名家・羽林家の家格をもつ中級貴族である。

これらの儀式伝奏・職事弁官の命令を受ける中間官僚機関として官務・局務の両局が存在したことが判明した。具体的には、官務局では大宮為緒・長興・時元・伊治、壬生晨照・晴富・雅久・干恒・登辰・朝芳らの存在が明白になった。外記局の中原師胤・師郷・師富、清原宗業・業忠・宗賢・宣賢・業賢・枝賢、が、半家の弁官局・外記局の首長に相当する左大史・四位の官務・局務として共同財政運営に関与していることが判明した。

彼らの下部官僚機関である実務官人の六位外記史ら地下官人としては、右大史として「安倍盛俊」・「安倍盛久」、左大史として「高橋範職」、左少史として「小槻道祐」・「高橋重職」、左史生として「紀員定」・「紀氏広」「宗岡(中原)行賢」「(行事官)行賢」、右史生として「菅野職治」・「菅野国清」、右官掌として「紀氏重」「紀末重」「氏村」、左官掌として「紀助兼」、召使として「行秀」「宗岡行継」があげられた。また「主殿大夫

職行」・「堀川祐弘」・「出納中原職盛」・「高橋宗国」・「行松兼清」・「正六位少允藤井行吉」・「同少属藤井行国」らが判明した。いずれも弁官局の官務や外記局の局務の下におかれた六位外記と左右少史を兼務していた特徴をもつことがあきらかになった。その下部である官の史生・官掌、召使など弁官局の下部組織が室町戦国期においても行政機能を発揮していたことが明確になった。

幕府方の共同財政運営の実務官人としては、「惣奉行」として摂津之親・元親・政親・元造が代々職務を継承していた事が判明した。「相奉行」として松田長秀・秀俊、斉藤基雄、飯尾貞連が確認された。とくに、摂津氏は、幕府奉行人の中で、即位式や大嘗会など禁裏行事に際してかならず惣奉行となっており、摂津親秀から之親 政親 元親 元直と代々、惣奉行をつとめていたことがあきらかにすることができた。

政所執事の伊勢貞宗・貞陸らが、儀式伝奏・武家伝奏を介して天皇と室町殿と合議を媒介して合意形成のために尽力していることが明白になった。

中世国家財政は、禁裏の公家・官人＝伝奏と官務・局務と六位外記史と、幕府の奉行人＝惣奉行と相奉行と公方御倉との共同官僚機構によって運用されていたことをあきらかにした。彼らが中世国家財政の財政執行者であるとともに会計報告者であったことが判明した。

(2) 禁裏と室町殿の共同財政帳簿の即位下行帳は、官務の大宮時元が、惣奉行摂津之親の自筆史料を之親の子孫である元親から借用・書写して基礎帳簿を作成した。官務大宮時元は、基礎帳簿の必要用途項目ごとに行事の必要度や修理・取替・新造・買替・再利用などの必要度を行事官宗岡(中原)行賢らの事前調査・実情調査や申請書にもどづいて判断して必要予算額の「増減」を加えて予算原案をつくる。官務は六位外記史らの行事

官の関係資料と下行帳案を即位伝奏に提出する。即位伝奏の町広光は蔵人弁万里小路賢房を介して、惣用下行帳を奏事によって天皇に提出した。天皇は、即位伝奏や武家伝奏や殿下・院宮らの意見を聞き禁裏側の意見がまとまると、武家伝奏に命じてさらに室町殿と合議に入る。即位伝奏と武家伝奏は、惣用下行帳案を管領・政所執事伊勢氏や惣奉行攝津氏らを介して室町殿に提出して、惣用下行帳の予算規模の総額をどのくらいにするか、両者の合意で決定する。禁裏と幕府との審議・合議がおこなわれて、惣用下行帳の総額が決定され、即位用途予算の最終案が完成して、予算執行に入るシステムになっていることが判明した。言い換えれば、先代の天皇の即位用途の下行帳は、前回の最終執行帳簿をもっている武家奉行人の即位惣奉行攝津氏の家文書を基礎データとして禁裏の官務が借用して書写し、新行事の即位用途の予算原案を作成しており、公武一体の官人が共同で財政帳簿を作成していたことが判明した。

惣用下行帳は、禁裏の行事執行のための予算書としての機能とともに財政運営執行のための台帳であるとともに会計報告や会計監査最終記録にもなったことが判明した。

(3) 禁裏の財政帳簿群が官務である大宮時元の自筆史料でありながら、局務の清原枝賢の子孫である清原家の資料として相伝・保存されてきたのはなぜか、その伝来論について検討した結果、その伝来理由が判明した。

後柏原天皇の局務である清原業賢が、官務大宮時元の女を妻として男子を出産しており、それが枝賢であった。天文十四年(一五四五)に清原業賢は時元の子伊治と一緒に周防の大内義隆宅に下向した。その際、広橋、山科言継、薄等三人が京での送別に出向いたことが判明した(『言継卿記』同年四月十八日条)。これまで大宮伊治がいつ西国に下向したか不明とされており、清原家と大宮

家との姻戚関係や共同行動の実態は知られていなかった。こうした局務清原業賢・枝賢と大宮時元・伊治との姻戚関係および周防大内氏への共同行動があった。それゆえ、官務大宮時元の自筆史料が、局務家の清原家に伝来した歴史的背景をあきらかにすることができた。

(4) 後柏原天皇の惣用下行帳の一冊である即位下行帳の必要経費の支払システムの分析から、財政支出構造の予算執行の実体をあきらかにすることができた。

禁裏行事の準備作業を請け負った当事者は、必要経費を立替払いして業務を執行したのち、請求書を儀式伝奏に提出して、支払命令書である伝奏切符という手形を発給してもらう。当事者は、伝奏切符を幕府方の惣奉行である摂津家に持参して、支払命令の承認印として摂津氏のサインを加筆してもらう。これを、儀式伝奏の発した切符の袖に書き加えてもらうため下書と呼んだ。さらに、手形を、幕府の相奉行のもとに提出して、支払命令の確認として、相奉行の連署をもらう。幕府の相奉行は、松田長秀・松田頼亮・飯尾清房らであった。こうして公家の伝惣と幕府の奉行人らの連署・加筆を受けた手形を公方御倉の下に示して、銭貨の支払いを受け取った。したがって、中世国家財政の支払システムは、立替払と禁裏と幕府の両方の官人の連署した支払命令書を公方御倉という財政機関に示して支払われるという官僚主義的手形主義によって運営されていたことが判明した。知行からの土地所有税と臨時課税によって徴収した国家財政は、立替払を前提にした債務主義と手形による支払システムになっていた。

以上から、公方御倉がこれまでの通説のごとく幕府財政機構とはいえず、即位伝奏町広光と惣奉行摂津元親らによって共

同運営される公武一体の国家的財政共同機関であったこと、惣用下行帳・即位下行帳は予算執行の財政帳簿であり、同時に公方御倉からの支出帳簿および出金帳簿でもあったことが判明した。

(5) 惣用下行帳・即位下行帳の記載内容を詳細にみると、本所領や武家領など知行に応じて土地所有税として賦課された諸国段銭の幕府による徴収納税台帳でもあった。

まず、即位段銭の賦課命令は、管領奉書・事書によって各国守護に命じられ、文亀元年の事例では但馬・丹後・因幡・越後の4カ国から220貫文を徴収し、玉泉坊・大橋と呼ばれる二家の公方御倉と禁裏御倉の土倉業者に納税されていた。

公方御倉・禁裏御倉が諸国段銭の徴収・収納機関であるとともに予算執行での支出・支払機関をも兼ねていた構造も解明された。

(6) これまで中原家や清原家の家領荘園や大宮家の家領荘園とされてきた荘園群と禁裏御領との関係史料を集成して再検討してきた。その結果、中原家のみならず清原家とも、禁裏の局務でありながら、室町殿・摂関家の家司・家礼を兼ねることによって、將軍家領や殿下渡領遠江国浅羽荘の荘園の一部や屋敷地を給分として知行安堵を受けていたことが判明した。しかも、家領荘園の多くが「局務渡領」とよばれ、局務在職中の者が荘園を知行することが許されたものであり、「公領」として扱われていたことが判明した。播州小犬丸や大炊寮領丹波今安保・掃部寮領上野国綿貫荘などがふくまれていた。局務が中原師孝から清原業忠に交代すると、局務渡領の知行主も中原から清原に交代した。文安五年(一四四八)十二月三日後花園天皇綸旨で、大炊寮領の売買契約を罪科として

無効にする徳政令と公領興行を命じていた。幕府も八カ国に宛てた室町殿(義政)御教書を発給して、公領再興の興行令を発していたことが判明した。この結果、清原家の荘園知行は、家領としてではなく、公領である禁裏御領を局務家の渡領として知行しているもので、局務の職を離れば、禁裏に返上すべき所領群であることを論証することができた。

(7) これまで日本の王室である中世禁裏にはイギリスやフランス王室のように財政帳簿は存在しないとされていた。しかし、本研究によって、惣用下行帳・即位下行帳が、国家財政帳簿であり、国家行事のための予算書であり、徴税納税台帳であるとともに予算執行上の支払支出帳簿であり、それゆえ会計監査最終記録でもあったことが判明した。

さらに、中世イギリス王朝の財政帳簿は、一二世紀にも王領の州長官が国王に対する負債を集計して、一年に巡廻して財政支出するシステムになっていたこと、一五世紀の国家財政も貸付金募集官による借入金に依存していたことが、ステーブ・チャーチや城戸毅らによってあきらかにされている。イギリス王朝の王領であった南フランス・ラングドック地方の造幣局・カオール商人遺跡やカタール関連遺跡の調査、フランス王家の財政帳簿の現地調査などを行なった。日本中世禁裏の財政運営システムについて欧州王朝との比較的研究に取り組むことができた。研究成果は、『歴史評論』に論文として公開した。本研究は、日本の中世王室の財政運営を世界史との比較研究の中で研究するための出発点を作ったものといえるであろう。

5. 主な発表論文等

(研究代表者、研究分担者及び連携研究者には下線)

〔雑誌論文〕(計 7 件)

井原今朝男「室町・戦国期の天皇裁判権とふたつの官僚制」(『国立歴史民俗博物館研究報告』178 2013・3 pp305 - 328)

井原今朝男「加賀と美濃の軽海郷について」『加賀史料会報』24、2013・3 pp1 - 6

井原今朝男「上島享著『日本中世社会の形成と王権』」『史林』95 - 5、2012.9 pp63 - 68

井原今朝男「中世・近世料紙の年代研究についての調査報告」『国立歴史民俗博物館研究報告』176 2012.12、pp151 - 160

井原今朝男「戦国織豊期の高井郡と高梨・須田氏の動静(下)」『須高』76、2013・4pp1 - 45

井原今朝男「中世公家の文書」『歴博』184 2014・6 pp20 - 23

井原今朝男「総論 債務史研究の課題と展望」『歴史評論』773 2014・9 pp5 - 20

〔学会発表〕(計 4 件)

井原今朝男「室町期の奏事目録と論旨・院宣・宣旨下知状」国際日本文化研究センター共同研究「日記の総合的研究」2013年2月23日第六回研究会 国際日本文化研究センター

井原今朝男「公家官僚機構の中で意思決定から実行までの過程に即した文書」国立歴史民俗博物館共同研究「中世の古文書」2013年2月27日展示プロジェクト研究会 国立歴史民俗博物館

井原今朝男「中世における富と貧困の淵源」人間文化研究機構共同研究「異分野融合による方法論的革新」2013年7月22・23日研究会、国立歴史民俗博物館

井原今朝男「中世公家における家政と文書」国立歴史民俗博物館・歴博フォーラム 2013年10月19日、国立歴史民俗博物館講堂

〔図書〕(計 9 件)

井原今朝男『中世の国家と天皇・儀礼』校倉書房、2012・12 pp418

井原今朝男『史実 中世仏教 第2巻』興山舎、2013・6 pp397

井原今朝男『室町廷臣社会論』塙書房 2014・2 pp602

秋道智彌編『日本の環境思想の基層』岩波書

店 2012・3 pp311 井原今朝男「生業の古代中世史と自然観の変遷」pp118 - 201

平川南編『環境の日本史1 日本史と環境』吉川弘文館 2012・11 pp262 井原今朝男「民衆知としての生業論」pp166 - 201

井原今朝男編『環境の日本史3 中世の環境と開発・生業』吉川弘文館 2013・3pp323 井原今朝男「中世の生業・技術・呪術」pp290 - 323

井原今朝男編『生活と文化の歴史学3 富裕と貧困』竹林舎 2013・3pp558 井原今朝男「生業論からみた富と貧困の淵源」pp523 - 552

秋道智彌編『日本のコモンズ思想』岩波書店 2014・3 pp270 井原今朝男「中世における生業とコモンズ」pp111 - 134

倉本一宏編『日記・古記録の世界』思文閣出版 2015・3pp770 井原今朝男「公家史料の申沙汰記」pp455 - 492

〔産業財産権〕

出願状況(計 0 件)

名称:

発明者:

権利者:

種類:

番号:

出願年月日:

国内外の別:

取得状況(計 0 件)

名称:

発明者:

権利者:

種類:

番号:

出願年月日:

取得年月日:

国内外の別:

〔その他〕

ホームページ等

6. 研究組織

(1) 研究代表者

井原今朝男 (IHARA KESAO)

国立歴史民俗博物館名誉教授

研究者番号: 20520604

(2) 研究分担者

()

研究者番号:

(3) 連携研究者

()

研究者番号: